

東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER



年頭のご挨拶

一般社団法人東海日中貿易センター 会長 小澤 哲

明けましておめでとうございます。
 皆さまには、ご健勝にて

新たな年をお迎えのこと、お慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るい、当センター事業においても日中間の人的往来が途絶え、多くの交流事業が延期・中止となるなど過去にない深刻な影響を受けました。

また、在宅勤務、テレワークが推奨され、三密を回避したオンラインセミナーなどが急速に普及する中、新型コロナウイルスの感染拡大を契機にして新しい会員サービスに対する課題も浮き彫りになって参りました。

当センターでは、HP上に会員専用ページを立ち上げ、日常の会員サービス、情報配信を強化・改善して参りたいと存じます。

昨年、中国においては、第13次5カ年計画の最終年であり、目標として掲げられた年間6.5%増以上の経済成長の持続、産業の高度化、環境改善、一帯一路発展構想の推進、貧困解消などは、課題は残るものの大きな成果を挙げたと言えます。

特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により打撃を受ける中、世界でいち早くプラス成長に転じた事は、今後も世界経済の牽引役を中国が担う事の現れと見て取れます。中国製造2025を掲げ、飛躍的に発展するハイテク分野では、米中対立が激化し、まだまだ先が見えません。12月1日に施行された輸出管理法は、安全保障に関する製品などの輸出規制を

強化するとしていますが、今後の米中貿易摩擦の影響を大きく反映するだけでなく、日本企業への影響にも注視する必要があります。

中国、日本、韓国など15カ国が署名した東アジア地域包括的経済連携(RCEP)協定は、中国が世界第2位の経済力を背景にして、米国が参加しない経済的勢力圏を主導し、サプライチェーンの構築が進むものと思われます。

今年、当地ではピンポン外交50周年を記念する年となります。ピンポン外交の名で知られる「第31回世界卓球選手権大会」が愛知県体育館で開催されたのは1971年3月28日～4月7日のことで、中国と日本、アメリカとの国交回復のきっかけであり、歴史上においても大変意義深いものがあります。様々な記念イベントが企画される事と存じますが、当センターもできる限りの協力をして参りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大から約一年が経過し、コロナ禍により停滞した様々な人的交流、経済交流の歩みを進め、中国各省、市、自治区、開発区などとの連携を強化するほか、新たな会員サービス、情報配信の提供に努め、会員各社の対中ビジネスのサポートを通じて、民間の経済交流を大いに発展させる年にしたいと存じます。

最後になりますが、2021年の「丑年」が会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、私の念頭のご挨拶とさせて頂きます。

目 次

年頭のご挨拶	1
新年のご挨拶	2
中国実務セミナー 中国再編・撤退の実務	
事業縮小・持分譲渡・解散清算の実例及びアプローチ	3
1月以降の行事案内	4
中国企業信用調査のご案内	4
寄稿 中国法の解説を判例考察の境地から 労働法における秘密保持義務について	5

寄稿 中国における増値税インボイス管理について	9
滄州デスクNEWS	12
蕭山デスクNEWS	13
常州デスクNEWS	14
揚州デスクNEWS	15
江門デスクNEWS	16
佛山デスクNEWS	17
中国短信	18
中国経済データ	20



新年ご挨拶

中華人民共和国駐名古屋総領事館 総領事 劉 曉軍



明けましておめでとうございます。中国駐名古屋総領事館を代表して、皆様に新年のご挨拶を申し上げます。

ご存知のように、昨年は大変な一年でした。新型コロナウイルス感染症が全世界を席卷し、各国の社会経済活動に多くの不安定要素をもたらしました。中日両国が支援物資や応援のメッセージを送り合い、感染症対策と経済回復の面で積極的な協力を進めてきました。困った時に助け合う優れた伝統及び両国人民の厚い友情がはっきりと示され、中日関係の基盤を揺るぎないものにしました。双方の共同の努力で、両国の貿易額は逆境の中で拡大し、各分野の実務協力も徐々に回復しています。

今年から中国は第14次5カ年計画(2021-25年)期に入り、中国経済は国内の大循環を主体に、国内・国外のダブル循環が促進しあう新たな発展パターンを加速的に形成しております。中国は内需の潜在力発揮を通して国内市場と国際市場をよりよく連結させ、一層力強く持続可能な発展を実現し、世界各国のためにより大きな市場の機会を生み出します。習近平主席は第3回中国国際輸入博覧会の開幕式で、今後も揺るぎなく改革開放を全面的に拡大し、国際社会により多くのプラスエネルギーを注ぐことを全世界に向かって約束しました。

今日の世界は百年に一度の大きな変化に直面しており、日増しに複雑で厳しくなる地球規模の挑戦の前に、国と国、人と人の運命がこれまでになく固く結び、特に中日両国は友好的近隣国であり重要な協力パートナーでもあります。経済・貿易分野の協力がそれぞれの経済発展を力強く促しただけでなく、アジアひいては世界の経済が成長軌道に戻るために

重要な役割を果たしました。

現在、中日経済協力はすでに鉄鋼や家電といった従来型産業の段階を通り過ぎ、スマートシティ、デジタル産業、医療介護などの新たな産業が重要な協力分野になります。中日両国はイノベーション、第三国市場等の分野で協力を深め、中日の相次ぐ五輪開催・ピンポン外交50周年・2022年の国交正常化50周年という節目をとらえて、中日友好・協力・ウィンウィンの新時代を共に築いていきたいと思えます。コロナの試練をくぐり抜け、両国国民の友情はさらに深まり、中日経済協力が必ず新たなステージにまい進するものと信じています。

東海日中貿易センターは日本中部地域と中国との貿易連携の重要な窓口として、日頃から皆様には多大なご協力とご支援をいただき、この場をお借りし、深く御礼を申し上げます。コロナの影響で、計画されていた多くの交流事業は妨げられましたが、中日友好に尽力されている皆様の熱意と努力は少しも弱まることはなかったと思います。コロナが終息した後も、更なる役割を果たしていただけますようお願い申し上げます。

結びに、貴センター並びに会員企業のますますのご発展と皆様のご健勝を祈念し、年明けの挨拶とさせていただきます。



中国再編・撤退の実務

事業縮小・持分譲渡・解散清算の実例及びアプローチ

12月4日、日上正之・株式会社アウトバウンド・マネジメント代表取締役（右写真）を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。



講義冒頭では、中国事業が置かれている現況を整理するため、図を用いて、現地法人がとるべき行動を解説し、講師からは中国事業が上手くいっていない場合には、最終的に事業譲渡・持分譲渡を検討することになるが、まずはリストラによる事業縮小を実行し、状況を改善できるかどうか模索する日系企業が多いと紹介があった。

事業再編の類型についてはそれぞれのスキームの説明と講師の経験談が語られ、持分譲渡では、売却先が中国企業になるケースでは、中国企業が株主になった途端、コンプライアンスを順守しなくなる等、運営上の問題が生じることが多いとの説明があった。減資については実務上難しいと説明があり、工商局、外貨管理局、税務局、現場の所感で政府を上流から下流まで各局と上手く交渉できれば、実現可能とのことだった。区や省を跨ぐ合併においては実例が多くはなく、同じ開発区内などで認められるケースが多いとの説明があった。

次に再編における中国特有の問題点について解説があり、中国では法制度が十分に整備されておらず、人治主義であるため対応が統一していないことが第一に挙げられ、同一所轄内で同じ手続きを行っても、担当者が違えば対応が違ったり、大都市は手続きに慣れているが、地方では慣れていない等、手続きがスムーズに進まない実態を紹介した。また中国の場合、国内でも移転価格税制の問題が浮上し、各地域間で税収の綱引きが起こっていると紹介があった。

講師からは中国での事業再編にあたって、「日常のトラブルや運営上のリスクを放置しておく、事業縮小や撤退の際に大きな問題になる」と説明が

あった。また現地で対応する際に、地方では方言などもあるため、日本人では言葉の面に対応することが難しく、中国人コンサルタントではなく必ず中国人の弁護士か税理士かに依頼をし、日本人専門家もいった上で再編に関する交渉を各局と進めるようアドバイスがあった。

製造拠点の国内回帰を奨励するため経済産業省が実施している「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の概要と申請状況についても紹介があり、第一弾の申請ではマスクや消毒液など感染防止品メーカーの案件が受託され、進出国別で見ると中国に拠点を置く日本企業による回帰のための申請事例は結果的には非常に少なかったとの説明があった。

講義後半では各論として、事業縮小・持分譲渡・解散清算の実務についてそれぞれ掘り下げて説明があった。

事業縮小ではリストラをする際に、従業員と経営者が協議の上、実務的には合意解除をするケースが大半であるとし、経済補償金の相場も紹介された。リストラを上手く行う際のキーパーソンの決め方、メンバー数、インセンティブの相場、リストラの際の経済補償金の支払い要否等についても解説があった。

持分譲渡では、各スキームにおける送金経路、譲渡益課税、内資化など留意点等の説明があった。

清算では、事前の綿密な計画策定が必要で、本社の役員、キーパーソン、外部の法律・会計専門家から構成した強力な撤退実行プロジェクトチームの組成が欠かせないとした。注意点として、清算前に経済補償金等の資金繰りの見積りをしっかりやっておかないと、清算開始後に資金がショートした場合は、追加資金のやり繰りや破産リスクに見舞われることになるので注意が必要とのことであった。

本セミナーは67名の申込があり、当日は56名が受講した。

1月以降の行事案内

後援行事

「日中ビジネスセミナー ～正しい分析、正しい理解、正しい予測を可能にする方法とは?～」

日 時：第1部 1月19日(火)13:00～17:00

第2部 1月26日(火)13:00～17:00

会 場：オンライン開催

講 師：三瀧正道 麗澤大学名誉教授

参 加：東海日中貿易センター会員無料

主 催：(株)グローヴァ

会 場：オンライン開催

講 師：王 穩 上海開澤法律事務所
パートナー弁護士

後援行事

「企業向け ～第6回 留学生採用講座～」

日 時：2月10日(水)

会 場：オンライン開催

主 催：愛知県

後援行事

「外国人留学生と企業のオンライン交流会」

日 時：1月23日(土)

会 場：オンライン開催

主 催：愛知県

主催セミナー

「ローカルスタッフの育成と賃金制度(仮)」

日 時：2月25日(木)

会 場：オンライン開催

講 師：清原学 名南経営コンサルティング
人事労務コンサルティング事業部
シニアコンサルタント

主催セミナー

「中国債権回収アップデート ～現地からの最新事例で徹底解説!～」

日 時：1月28日(木)15:00～17:00

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査：

登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	5日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp

中国法の解説を判例考察の見地から

—労働法における秘密保持義務について—

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

企業秘密とは、企業経営において非常に重要な財産である。この企業秘密が窃取、漏洩されてしまうと、企業は他社との競争において不利益をこうむり、経済損失が生じてしまう場合が多い。そのため、企業は業務上、企業秘密に接する従業員と秘密保持協議を締結することが多い。秘密保持協議を締結した従業員は企業秘密を漏洩しないよう義務が課される。そして労働契約終了後においても、秘密保持義務の継続を求められることもあり、それが紛争の原因となることもある。本号においては、労働紛争における秘密保持について解説する。

一、(2020)滬02民終5872号案件

1. 事実関係

A社は貿易企業で、主に中国とヨーロッパ間の機械部品取引を行っていた。甲はA社の購買責任者であり、甲とA社は2016年9月16日から3年間の労働契約を締結し、同時に秘密保持協議も締結した。秘密保持協議では以下の通り約定されていた。「(1)(甲)はA社の他の従業員へ自身の業務と無関係の機密情報を聞き回ってはならない。(2)甲はA社の如何なる取引先または顧客に対してA社との業務取引を終了または著しく減少させるようそそのかしたり誘導してはならない。(3)甲が秘密保持義務に違反した場合、直ちに改善を要求する以外に、A社へ違約金人民幣20万元を支払わなければならない、違約金が甲のもたらした損失を補填することができない場合、更に賠償しなければならない。」

2019年3月1日、甲は退職し、双方は労働契約終了協議書を締結し、甲は退職後も引き続き秘密保持義務を負わなければならない、違反した場合A社は違約金20万元の支払いを要求できるとした。

A社は2019年8月22日に労働仲裁を申し立て、甲に対して秘密保持義務の履行と違約金20万元の支払いを求めた。仲裁はA社の要求を支持しなかったため、裁定を不服としたA社は裁判所へ同様に甲に対して秘密保持義務の履行と違約金20万元の支払いを求めた。

第一審公判時、A社は甲が秘密保持義務に違反し

ているとして以下の証拠を提出した。

- ①公証済みのWECHATのチャット記録。甲は退職後もA社従業員に対して取引先情報や図面等を要求しており、秘密保持義務に違反している。
- ②図面の見積もり、表や翻訳書類等。A社のフォーマットを無断で利用し、A社の取引先と連絡している。
- ③海外の顧客とのメール抜粋。
- ④他企業のHP。
- ⑤A社取引先とのチャット記録。
- ⑥秘密保持義務に違反したことを認めた音声記録。

第一審裁判所は原告A社が甲に対して引き続き秘密保持義務を履行するよう求めたことについては支持したが、違約金については支持しなかった。

A社は第一審判決を不服として上訴を申し立てた。第二審公判時、A社は新たに以下の証拠を提出した。

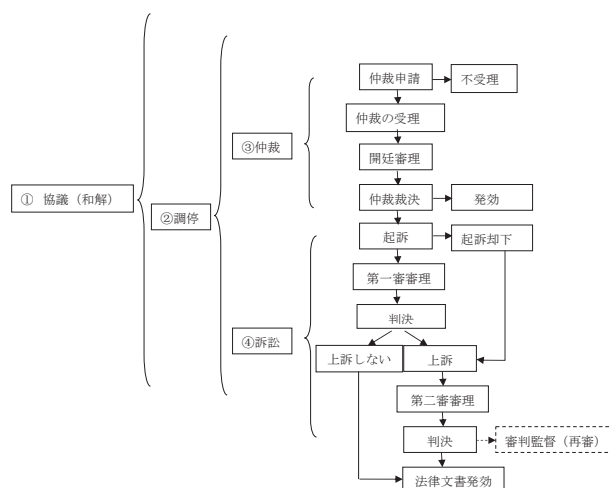
- ①購買共有文書及び動画、財務システム等。A社の取引先の写真、分類、技術文書、品質報告書等が含まれ、これら情報は公には知られていないことを証明している。
- ②甲のメールボックス内のメール。メールの内容は甲が在職期間A社の同意を得ないで取引先リストを自身の個人メールへ送信し、取引先、顧客情報を他の企業へ送信しており、秘密保持協議の約定に違反している。
- ③甲のメール、顧客へ提供した契約書、支払い証書及び損失計算表。甲はA社取引先の宣伝のために必要な画像等を他の企業のHP上で使用している。

第二審裁判所は、甲は秘密保持協議に違反していることを認定し、継続して秘密保持義務を履行すべきであると判断した。しかし、「労働契約法」第25条の規定に基づき、A社の秘密保持協議に基づき甲へ違約金を支払うよう求めたことは支持しなかった。

二、労働争議の法的手続きのフローチャート

労働争議において、通常は労働仲裁を経て労働訴

訟となる。法的手続きの流れについては以前の原稿にて解説したが、一覧図を以下の通りに記載する。



三、本案の争点について

1. 甲が保有していた情報はA社の企業秘密であるかどうか。

まず本案の争点は、甲が保有していた情報はA社の企業秘密であるかどうかである。

企業秘密とは、公に知られておらず、商業価値を有し権利者が秘密保持措置を取っている技術情報、経営情報等を指す。企業秘密は、非公開であるが、排他的ではなく、合法的方法にて企業秘密を取得した者に対して使用を制限、禁止することはできず、譲渡を制限することもできない。本案においてA社は取引先情報や図面等甲が保有している情報を企業秘密であると主張した。

甲が保有している情報について第一審裁判所は、A社が提供した証拠では甲が保有している情報はA社の企業秘密であると十分証明することはできないとした。甲はA社において購買管理の業務に従事しており、業務経験から得られた知識、情報ルートはA社の企業秘密ではないため、甲は競業制限義務を履行する必要もなく、A社は甲に対して取引先または顧客との一切の接触を禁じることを要求できないとした。

この点についてA社は、自社が貿易企業であり、業務往来のある顧客と取引先についてはリストを作成しており、住所、担当者、電話番号や契約番号等重要な情報が記載されており、法律規定の企業秘密に当てはまると主張した。

これを証明するため、A社は第二審においてA社内部管理システムの購買共有文書や動画、財務システム等証書書類を提出した。購買共有文書にはA社の取引先の分類、取引先での生産における技術指導

文書、取引先からの納入品品質報告書等が含まれ、これらの情報は公には知られていないものであると主張した。また、A社が提出した甲の個人メールボックスのメールからも、甲の個人メールに上記情報が大量に存在していることを証明していた。

第二審裁判所は、甲が保有するA社の情報のみを考慮せず、新たに提出された証拠と第一審で提出された証拠を併せて検証し、本案商業情報を「A社の商業資料」とし、甲の行動及び当事者双方が締結した協議書の内容を鑑みて甲の秘密保持違反を認定した。

第一審、第二審においても具体的にどのような情報が企業秘密であるのか、はっきりとした定義はされなかったが、当職らの見解としては、A社は商業情報に対して秘密保持を行う意向があり、情報に接触する従業員に対して秘密保持協議を締結するという措置もとっていた。さらにA社が第二審において提出した証拠はそれら商業情報が「公に知られていない」ことを証明し、これらはA社が提出した甲のメール内容とも符合することから、甲が保有するA社の情報は企業秘密であると考えられる。

2. 甲は秘密保持協議に違反したのか。

企業秘密案件において重要な争点は当事者が企業秘密を漏洩したかどうかである。

第一審においてA社は図面や見積書、第三者とのSNSの記録、秘密保持協議に違反したことを認める録音等証拠を提出し、甲がA社の企業秘密を侵害したことを主張したが、第一審裁判所はA社が提出した証拠はほとんどが電子データであり、真実性が確認できない状況においては、秘密保持義務違反を十分証明することができないと認定した。

その後A社が第二審で提出した甲のメールボックスのメールについて、甲がA社の商業情報を漏洩し、秘密保持協議に違反していることを証明していた。甲とA社が締結した秘密保持協議及び労働契約終了協議書においては秘密保持の範囲、内容、期限等が約定されており、甲がA社の商業資料をコピーしたりメモを取ってはならないとされていた。しかし甲の個人メールボックスにおいて上記のような情報が多数見つかったことから、第二審裁判所は、甲は約定の秘密保持協議に違反していると認定した。

なお、本案における証拠書類のほとんどはSNSの記録やパソコン上に保存されている電子データであつ

た。電子データの場合、改ざんが比較的容易であることから、裁判での証拠としての効力は疑問視されており、提出したとしても単独では証拠としての効力が認められないことが多い。そのため、電子データを裁判における証拠とする場合、中国国内の公証役場において「公証」手続きが必要となる。証拠となるデータが海外に存在する場合、公証役場での「公証」、現地中国大使館／領事館での「認証」両方の手続きが必要となってくることに留意いただきたい。

この他に、A社が甲の企業秘密保持協議違反について立証する際、A社は甲の個人メールアドレスにログインし、そこからメール等を入手したが、これがプライバシーの侵害に当たるか否かという問題が存在する。A社の主張では、甲がA社において個人メールを閲覧した際、登録方法を自動ログインとしており、A社は不正な方法にて甲の個人メールにアクセスし、本案関連のメールを得たわけではないと主張した。裁判所は、甲がA社において個人メールボックスにアクセスした際、パスワードを設定していたが自動ログイン設定になっており、A社は自動ログイン機能にてメールボックスにアクセスしたのであり、不正な方法でアクセスしたのではなく、不正アクセスには当たらないとプライバシーの侵害を否定した。この点は中国法上、自動ログインを設定すること自体がアクセスを許可したとみなされると考える。また裁判において、A社は甲の目の前で個人メールボックスを開き、甲もメールボックスは自身の個人メールであることを認めていたため、第二審裁判所はメールボックス内のメールの証拠としての効力を認定した。

この点において、日本法上は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」通称「不正アクセス禁止法」に基づく自動ログインを設定していたとしても、第三者がログインすることを想定していないと考えるため、承諾なしにメールボックスにログインすること自体が不正アクセスとみなされると考えるため、中国法とは解釈が異なる。

3. A社は秘密保持協議の約定に基づき甲へ違約金を主張できるか。

本案3つ目の争点は、A社は甲へ違約金を主張することができるか否かである。「中華人民共和国労働契約法」（2008年1月1日から施行）第25条の規定では、「本法第22条（サービス期間）と第23条（競業制限）規定の状況以外に、雇用企業は労働者と、労働者が違

約金を負担することを約定してはならない」とされている。雇用企業と労働者は労働関係にあるため、専門項目の研修費用や専門技術の研修に必要なサービス期間及び競業制限の2つの状況以外に、「労働契約法」においては労働者に対して違約金を設定してはならないとされており、約定された場合は無効と判断される。本条規定については一定の議論が存在しているが、現状の司法実務においてはサービス期間、競合制限以外の違約金の設定については認められていない。

本案においては、秘密保持協議違反の違約金はサービス期間または競業制限に関連するものではないため、無効であり、違約金の支払い要求は支持されなかった。A社は第二審において、甲とA社が労働契約終了協議書において違約金20万元を約定しており、これは双方の労働関係終了後に締結したものであり、雇用企業と労働者という関係ではなく、対等な当事者同士が自主的に合意した内容であるため、違法に干渉されるべきではないと主張したが、裁判所は、労働契約終了協議書は双方が労働関係解除後の法的効果について約定するものであり、なお労働契約法が適用されると認定し、違約金の要求を却下した。

四、本案に関する当職らの見解

①秘密保持協議の締結、労働契約終了後の秘密保持について

企業秘密は通常、接触できる人員も制限されており、管理もある程度厳格となっている。企業としては、企業秘密の漏洩を防止するため、高級管理職の従業員、研究開発者、営業責任者、総経理秘書、専門技術者等企業秘密に接触する可能性がある人員については、秘密保持協議を締結し、違反して企業秘密を漏洩した場合、違約金を設定するのではなく、警告や降格、解雇処分等処罰等を設定するべきであると考え。

また、労働契約終了後、継続して秘密保持を要求する場合は、競業禁止協議を締結するべきであると考え。秘密保持協議では違約金は設定できず、違反した場合であっても秘密保持協議の履行の継続を要求できるのみで、法的にも心理的にも拘束力は少ない。競業制限禁止協議であれば、違反して競業他社への就職、競業他社への重要情報の提供を行った場合、競業禁止協議違反の違約金の支払いを要求することができる。留意いただきたいのは、競業禁止協議を締結する場合、雇用を制限することになるため、競業

禁止の年数に応じた経済補償金を支払う必要がある。

別の方法としては、「脱秘密期」を設置する方法である。「上海市労働契約条例(2002年5月1日から施行)」第15条の規定では「雇用企業の企業秘密保持義務を負う労働者について、労働契約当事者は労働者に対して労働契約の事前通知期間について労働契約または秘密保持協議において約定できるが、事前通知は6か月を超えてはならない。この間、雇用企業は相応の脱密措置を採択することができる」と規定されている。当該規定において、秘密保持義務を負う従業員は退職前規定の期限に通知しなければならない、企業はこの期間、当該従業員を別の部署へ異動させたりして企業秘密と接触する機会を減らすまたはなくし、当該従業員が新たな企業秘密に触れないように調整することが可能となる。この「脱秘密期」が「労働契約法」の「30日前に通知」と接触するか、明確な法律規定や解説はないが、上海市の司法実務においては、「脱秘密期」の効力を認定しているものが多い。

②経済損失の賠償について

秘密保持協議の違約金条項が無効と認定され、違約金を以って企業の損失を補填することができない状況において、企業秘密が漏洩し、損失が生じた場合、企業はどのように自身の利益を保護していくべきか。

このような場合、損害賠償を約定するのがよいと考える。「労働契約法」第90条の規定では、「労働者が労働契約約定の秘密保持義務または就業制限に違反し、企業に損失を与えた場合、賠償責任を負う」とされている。秘密保持違反の違約金について裁判

所は支持しないが、損失が生じた場合、当該損失を賠償するよう求めることは別問題であり、比較的支持されるものであるため、事前に秘密保持協議において秘密保持義務の具体的な内容、違反時の賠償金額について具体的に約定することがよいと考える(賠償金額の設定については、具体的な金額を約定することも可能で、「反不正当竞争法」第17条¹の規定を参照するのもよいと考える)。

また、企業は秘密保持協議違反かどうかを考慮せずに、「労働法」第102条²及び「中華人民共和国民法典」(2021年1月1日から実施)の第七編「侵權責任」の規定に基づき、直接損害賠償を請求することもできる。

本案においては、A社が甲に対する違約金の支払い要求は第一審、第二審を通して支持されなかった。しかし、第二審判決において「甲は秘密保持協議に違反した」ことは認定されており、当該判決書が認定した事実を以って、別途甲に対して損害賠償訴訟を提起することは可能となる。

総合すると、企業は有効的な秘密保持措置を利用し企業秘密の漏洩リスクを防止していかなければならない。具体的に企業秘密の種類、内容について指定し、秘密に接触する従業員と秘密保持協議を締結することで、在職中の企業秘密の漏洩を防止することが可能となる。また、従業員の退職後においても、損害賠償条項を締結する、または経済補償金を支払う必要はあるが就業禁止協議を締結する等、有効的な保護方法を利用し、経済損失が生じた場合、挽回できるよう、備えておくことがよいと考える。

1 不正競争行為により損害を受けた経営者への賠償金額について、不法行為により受けた実際の損失により確定される。実際の損失の計算が困難な場合、不法行為者が不法行為により得た利益により確定される。経営者が悪意を以って企業秘密侵害行為を行った場合で、状況が嚴重な場合、上述方法により確定した金額の2倍以上5倍以下の賠償金額を確定できる。賠償金額は経営者が不法行為を制止しようと支出した合理的な支出も含む。

労働者が本法規定の条件に違反して契約を解除または労働契約約定の秘密保持条項に違反し、雇用企業に経済損失を与えた場合、賠償責任を負う。

2 労働者が本法規定の条件に違反して契約を解除または労働契約約定の秘密保持条項に違反し、雇用企業に経済損失を与えた場合、賠償責任を負う。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大學法律學院(民商法)卒業後、慶應義塾大學大学院法學研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



中国における 増値税インボイス管理について

日本国税理士 キャストグローバルコンサルティング(株)
キャストグローバルコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

中国における増値税インボイスの管理について

中国の増値税は、日本の消費税と同じく付加価値税であり、財産移転および役務の提供の事実に基づいて課税が発生します。

中国の増値税と日本の消費税の大きな違いは、仕入税額控除がインボイス方式で管理されていることです。なお、日本の消費税の仕入税額控除については国税庁HPで「我が国の消費税制度における仕入税額控除方式は、これまで、帳簿方式を経て、請求書等保存方式が採用されてきたところであるが、消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入に伴い、税の転嫁の透明性などがより強く求められることになるため、いわゆるインボイス方式である「適格請求書等保存方式」が採用されるに至った。」と紹介されているように、日本の消費税も2023年10月よりインボイス制度が導入されることになっています。

日本が導入するインボイス制度においては、インボイスに事業者登録番号の記載や消費税額等が別記されるほか、インボイス記載事項要件を満たす形式であれば、各事業者が書式等を決めて自由に発行できることになっていますが、中国の場合は、インボイス用紙は税務局から購入し、事業者が私的に自由に発行することはできません。

具体的に説明しますと、中国でインボイスを発行するためには、税務局で「税控盤」と機器を購入し、パソコンに専用ソフトをインストールする必要があります。この専用ソフトのインストールは税務局指定業者によって行われます。インボイス発行システムはもちろん税務局とオンラインで繋がっており、税務局に逐次データが共有されることになっています。システム上にデータ入力しインボイスを印刷発行しますが、この用紙は上述したように税務局から購入した用紙のみとなります。

中国の増値税インボイス(發票)は専用インボイス(發票)と普通インボイス(發票)の二種類があり、その違いは、専用インボイスは仕入税額控除の証憑となり、普通インボイスは仕入税額控除の証憑にはできないという点にあります。いずれの發票の発行も税務局によって管理されており、特に仕入税額控除の証憑となる増値税専用發票についてはより厳しい管理が行われています。

また、専用インボイス及び普通インボイスはいずれも企業所得税の損金算入のための証憑であり、中国国内取引にかかる証憑として、いずれかの發票保存がない費用については損金不算入となります。なお、専用インボイス、普通インボイスともに、発行先の公司名称、住所、電話番号、銀行口座情報、統一社会信用代码(会社コード)を記載しなければ発行できず、あたりまえですが、他社名義で発行された發票を自社での損金算入に使用することはできません。

余談になりますが、最近、中国では電子發票というシステムが普及してきており、レストランでの飲食代等一部のサービスについては、指定QRコードをインストールして必要情報を入力すれば、ネット経由で電子發票が送付してもらうことができます(もちろんこの電子發票にも上述の発行先情報は記載されます)。電子發票の発行システムは税務局の認証を受けていますので電子發票も損金算入の証憑となります。但し、電子發票が発行されるのは現状では「普通發票」のみです。「普通發票」を簡易な電子發票形式での発行を税務当局が認可しているのは、利便性という点以外に普通發票は増値税の仕入税額控除の証憑としては使用できないことも関係していると思われます【i】。なお、直近、12月21日に国家稅務總局が《新設納稅人に増値税専用インボイス電子化を実行するか関連事項

についての公告》(国家税務総局公告2020年第22号)が發布され、2020年12月21日から、全国11の地区において、新設納税人については増値税専用インボイスを電子發票で発行できるようになることが規定されており、増値税専用インボイス電子發票化ができる新設納税者の範囲等については、各地税務局が確定することとされています。今回の公告で増値税専用インボイスが発行できるのは一部地区の新設納税人に限定されていますが、新設納税人の電子發票発行の運用及び管理状況をみながら、将来的には全納税者へ電子發票化の範囲を広げていくことになるはずです。

上述したように中国での増値税インボイス(發票)についてはシステムティック、かつ厳しい管理が行われていますが、税務局がいくら厳しく増値税インボイスの発行を管理していたとしても、増値税インボイスはお金になることからインボイスを虚偽発行する輩が現れることになります。

なお、中国では増値税インボイスの虚偽発行及び偽造行為については、《増値税専用インボイスの虚偽発行、偽造及び不法売却の懲罰に関する全国人民代表大会常務委員会の決定》(主席令第57号)において、刑事罰が科されることが規定されており、更には「国の税金を騙取し、金額が特別に巨大で、情状が特別重大で、国の利益に対して特別重大損害をもたらした場合には、無期徒刑又は死刑に処し、かつ、財産没収に処する。」と死刑を処することができる犯罪として位置づけられています。

インボイスを取得した側が虚偽発行された増値税インボイスであることをわかったうえで取得している場合にはもちろん違法行為となりますが、実際に発生した業務について取引先から取得した増値税インボイスが不正発行されたものであることを発見した、又は税務局から指摘を受けた場合には、自社に否がない場合でもその不正インボイスでは損金算入はできない、更には不正発行されたのが専用インボイスであれば仕入税額控除もできないこととなります。

そのような場合の対処方法としては、まずは、取引先に対して正式發票の発行を要求しなければ

なりません(当年度の確定申告期限までの補足発行、交換発行が必要)が、但し、取引先が補足発行又は交換発行ができない状況である場合には、企業は《企業所得税損金算入証憑管理弁法》(国家税務総局公告2018年第28号)第14条の下記規定に基づき、真実性を証明する関連資料を期限内に提出する必要があります。

《企業所得税損金算入証憑管理弁法》

第14条 企業が發票又はその他の外部証憑の補足発行又は交換発行を受ける過程において、相手方が営業許可証を抹消し、取り消し、若しくは法により行政処罰として取り消され、又は税務機関により非正常納税者であると認定された等の特段の原因により發票又はその他の外部証憑の補足発行又は交換発行を受けるすべのない場合には、次の資料により支出の真実性を実証した後に、その支出について、損金算入を許可される。

- (1) 發票又はその他の外部証憑の補足発行又は交換発行を受けるすべのないことの原因に係る証明資料(工商抹消、機構の取消し、非正常経営者に組み入れられたこと、破産公告等の証明資料を含む。)
 - (2) 業務活動に関連する契約又は合意
 - (3) 非現金方式を採用して支払った代金支払証憑
 - (4) 貨物運送の証明資料
 - (5) 貨物の入庫又は出庫の内部証憑
 - (6) 企業会計計算記録その他の資料
- 前項第(1)号から第(3)号は、必ず備えるべき資料である。

ところで、2019年11月14日に国家税務局が《異常な増値税税控除証憑の管理等に係る事項に関する国家税務総局の公告》(国家税務総局公告2019年第38号、2020年2月1日施行)を發布し、「異常な増値税専用インボイス」に対する管理等について規定していますが、最近、税務局が増値税インボイスに対する取り締まりをより一層強化している動きがありますので取得する發票については十分

な注意が必要です。

ちなみに、入手した増値税発票が正式なもの出るか否かを確認する手段として、国家税務総局が「全国増値税発票査検平台」というプラットフォー

ムを開設しています。

このプラットフォームで増値税インボイスのデータを入力すると、インボイスの真偽が判別できることになっていますので、一度お試しください。



国家税務总局全国増値税発票査検平台

支持増値税专用发票、増値税普通发票（折叠票）、増値税普通发票（卷票）、増値税电子普通发票（含收费公路通行费増値税电子动车销售统一发票、二手车销售统一发票在线查验。

首页 | 发票常识 | 常见问题 | 操作说明 | 相关下载

发票査検説明

査検結果説明

发票真偽识别方法

*发票代码: × 发票代码有

*发票号码: 请输入发票

*开票日期: 请输入开票

*开具金额(不含税): 请输入开具

i 《増値税暫定施行条例》

第9条 納税者が財貨、役務、サービス、無形資産又は不動産を購入した場合において、取得した増値税の税控除証憑が法律、行政法規又は国务院の税務主管部門の関係規定に適合しないときは、当該仕入税額は、売上税額から控除してはならない。

《増値税暫定施行条例実施細則》

第19条 条例第9条において「増値税の税控除証憑」とは、増値税専用インボイス、税関輸入増値税専用納付書、農産品買上インボイス及び農産品販売インボイス並びに運送費用決済書類・証書をいう。

《営業税から増値税への徴収変更試行を全面的に推進することに関する財政部及び国家税務総局の通知》（財税[2016]36号）
附属書1. 営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法

第27条 次に掲げる項目の仕入税額については、売上税額から控除してはならない。

（略）

（6）購入した貸付サービス、飲食サービス、住民日常サービス及び娯楽サービス



<執筆者プロフィール>

日本国税理士 キャストグローバルコンサルティング(株)

キャストグローバルコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

キャストコンサルティングには会社設立時より参画。2005年にキャストコンサルティング(上海)広州支店の立ち上げに入り2年間滞在。その後2007年より現在まで上海勤務。日本企業向け中国投資コンサル、税務会計案件対応、MA案件にかかる財務DD調査、会社清算等、多数の中国関連案件に関与。中国税務セミナーにも定期的に出講。



中国－中東欧商談会が開催

11月18日、中国工業情報化部が主導する、中小企業間のオンライン・オフラインでのマッチング“創客中国”の一環で、中国－中東欧中小企業オンライン商談会が北京で開催された。イベントは中国-中東欧国家協力事務局(中国外交部)、中国-中東欧(滄州)中小企業合作区などが主催し、河北省工業情報化庁、滄州市人民政府が後援した。



中国内外のゼネラル・アビエーション、工業製造、サービス貿易、中国・ハンガリー関係の4分野の約300社によって商談が行われ、提携意向の合意が33件、提携覚書の締結が17件に上った。

世界最高の耐熱鋼管が誕生

河北宏潤核装備科技股份有限公司はこのほど、世界最高の温度に耐えられる、火力発電所向けの鋼管G115の開発に成功した。これは中国初のオリジナルで、完全に知財権を保有している。

同社が開発したマルテンサイト系耐熱シームレス鋼管は世界で唯一630℃の高温に耐えられ、環境汚染の抑制、省エネにつながり、また中国の設備製造業においても歴史的快挙。

黄驊港がインド向け化学肥料の輸出拠点に

11月1日、バルク貨物船「SPIRIT OF SEATREK (海運精神号、写真)」の出航の汽笛と共に、滄州黄驊港からインド・ガンガバラム港行きの化学肥料の輸出航路が開通した。第一陣5.25万tが



出荷され、今後毎月3艘により15万t輸送される。

滄州鉍石港務公司、河北正元氫能科技公司、中国化学肥料輸出第3位の商社・四川倍豊農資公司による、メーカー・港湾・商社の協業によって、黄驊港にとって初の尿素の輸出につながった。

港湾機能の改善や後背地の拡大に伴い、滄州黄驊港では化学肥料が年間400万t、額にして72億元の取扱能力を持つまでになり、将来的には中国最大の化学肥料の輸出拠点になる見込みだ。

黄驊港の取扱量が前年超え

11月27日時点で黄驊港の今年の累計取扱量が前年同期比14.04%増の8,214.85万t、うちコンテナ取扱量が26.94%増の63.31万TEUと、昨年の通年実績を超えたことが明らかになった。

滄州港務集団では2020年に入っても、コロナ対策と並行して港湾整備を推進してきた。その結果、総投資343.8億元をかけて原油、RORO、バルク、LNG等の5-30万t級の埠頭15カ所の整備を行い、機能の改善、取扱能力の拡大を図ってきた。

着工中のものも完成すると黄驊港のバース数は47カ所になり、3,300万tが新規増える見込み。

同じ渤海湾内にある天津港とのコンテナ輸送の内航フィーダー航路も推進し、入出港を優先的に手配していることも取扱量の増加につながった。

雄安新区産業・肅寧協同園區に33社進出

11月25日、雄安新区産業・肅寧協同園區に33社が進出する調印式が行われた。同区は肅寧經濟開發区と雄企發展集団が運営する開發区で、副都心を目指す雄安新区からの製造業移転の受け皿



となることを目指し、2019年11月15日に発足し、省政府からも認可されている。

今回進出が決まったのは、梱包資材、電線、樹脂製品等。



デジタルコクピット最新版が登場

スマートウォッチなどのウェアラブル端末によってスマートフォンで自分の健康状態をチェックできる時代だが、杭州市蕭山区では都市まるごとの健康状態まで画面上で確認できるようになった。



このAI(人工知能)による都市管理システムは「シティブレイン(城市大脳)」と呼ばれ、その画面は「デジタルコクピット」(写真)と言い、自動車の運転席にあるインパネのように、都市の執政者がいつでもどこでもその都市の経済や社会の各データが一元的に表示され、分析でき、かつ指揮と連動し、一気通貫で執政でき、街の現場を見える化できるシステムだ。

2019年7月に蕭山でシステムが誕生して以降、バージョンアップによって1.0版から2.0版、3.0版へと進化し、見事な“三段跳び”を果たした。

2020年11月30日にアップデートされたこの蕭山区の最新版デジタルコクピットは、区、鎮、村の末端行政機関の執政機能を一体化したデジタルプラットフォームで、浙江省初はもとより中国初のものである。1区、22鎮、549村を一体化に運用でき、末端データの「ラストワンマイル」まで網羅した、正真正銘のデジタル都市行政システムの登場と言える。

これまでも交通渋滞の解消などに役立てられてきたが、今後は区内の公共エリアであれば小さな事件や事故もリアルタイムで情報が入り、問題解決につながられる。

ポストドク研究施設が新たに3拠点

先日、浙江大学研究院、北京大学信息技術高等研究院(IT先端研究所)、浙江大学杭州国際科学イノベーションセンターのポストドクター研究施設が開所され、第一陣として11名のドクターが入所し、課題研究を始めた。杭州市蕭山区ではポストドク研究施設の設置はこれまで企業主体であったが、これをきっかけに研究所による設置に大きく転換しつつあり、より高度な研究が期待される。

近年、蕭山区ではポストドク施設の設置を、中国科学院、北京大学、清華大学、浙江大学など30の機関・学校との間で進めてきた結果、39カ所が設置され、78名の研究員が研究に取り組んでいる。これまで杭州市が認定した科学技術事業が283件あり、うち特許取得に至ったのが152件に上り、事業化によって売上105億元(1元=15.85元、1,664億円)、純利益20億元(317億円)につながっている。

ポストドク施設を人材招への「磁場」とするため、蕭山区では優遇策を大々的に打ち出している。去年、蕭山区ではポストドク施設への資金援助を拡充し、国家級の新規設置に対して30万元から100万元(約1,580万円)に、省級の新規設置には15万元から50万元に引き上げ、省級から国家級への昇格には50万元を支給し、区外から区内への転入に25万元を支給することを決めた。またポストドク1名あたり、毎年生活手当として15万元、施設には日常経費として16万元、科学研究助成金として10万元を支給する。施設退職後に蕭山区内で勤務し、企業と3年以上の労働契約を締結したポストドクには定住助成金として40万元を支給し、蕭山区での勤務が8年になれば定住助成金が累計80万元受給できる。

「今年蕭山区でポストドク関連の助成金は総額2,239万元(3億5,500万円)に上り、来年は更に予算を拡大する」と蕭山区人力資源社会保障局の担当者は言う。



揚州東駅がまもなく運用開始

5年余りの年月をかけ建設されてきた連淮揚鎮鐵路(連雲港・淮安・揚州・鎮江を結ぶ高速鉄道線)の開通が迫っている。

鉄道当局によると、揚州東駅の内装工事の段階に入り、駅舎(写真)の検収がまもなく完了予定で、開通の条件が整ってきているという。

駅舎の設計者によると、全体的に現代的であるものの、細部は揚州にふさわしい古典的で緻密な情緒がちりばめられているという。



上海浦東と直結する揚州

今年7月に滬蘇通鐵路(上海・蘇州・南通間の高速鉄道線)が開通したことで、揚州市民は上海まで3時間でアクセスできるようになったばかりだが、近日中に連淮揚鎮鐵路が開通することになると1時間40分に更に短縮される見込みだ。

まもなく着工予定の北沿江高鉄(長江北部の沿岸に沿った高速鉄道線)が完成すると(2025年完成予定)、揚州から上海まで約1時間で結ばれると期待されている。とりわけ北沿江高鉄の始発駅は、上海浦東空港に隣接する上海東駅とされており、上



海浦東からのアクセスが飛躍的に向上しそうだ。

揚州経済技術開発区 科技産業園に更に注力

習近平国家主席が先日の長江経済ベルト発展座談会で、「科学技術イノベーションセンター、総合的国家実験室を推進し、独創的なイノベーション能力とレベルを引き上げなければならない」と発言したことを受け、揚州市唯一の国家級開発区である揚州経済技術開発区では、今後も科技産業園に注力していく。

開発区内の智谷科技産業綜合体(写真)は揚州市が重点的に整備したイノベーション・創業のプラットフォームであり、生産型サービス業の集積地でもある。



智谷(WISDOM VALLEY、日本語意訳:叡智の集積地)の第一期は2016年の運営開始以降、110社入居し、入居率100%となっている。開発区では現在、第二期の誘致と第三期の建設作業を進めている。

第二期ではソフトウェア開発、テクノロジー型クリエイティブ・カルチャー関連の企業を誘致しており、第三期は来年にも供用が開始され、ニューエコノミー、研究開発型テック関連の企業が分布している。

中国には「品物がよくなければ客がつかない」(栽下梧桐樹, 引得鳳凰来=青桐の木がなければ鳳凰を招くことはできない)という言葉がある。そのため、開発区では来年末までに新たなオフィスビル(50万㎡)を建設し、インキュベーションから商用化までの一貫体制を敷く。

開発区では今後も新規創業、イノベーション型中小企業にインキュベーションへの入居を誘致し、奨励策を講じ、ビジネス環境の拡充を図っていく。



新空港から鉄道直結へ

広東省發展改革委員会はこのほど、珠海市から肇慶市まで敷設予定の高速鉄道(珠肇高鉄、地図)において、江門市と広州新空港(珠江デルタ新空港)の区間の建設計画が、広東省人民政府より承認されたことを明らかにした。これにより建設計画が正式に立案されたことを意味する。



出典：江門市総合交通一体化計画(2018-2035年)

計画では江門駅から江門鶴山市(江門市内にある県クラスの市)、佛山市高明区を通り、広州新空港を終着駅としている。同区間は広湛鐵路(広州・湛江間の高速鉄道)と重複区間で、全長98.6km。更に西へ延伸すると広西チワン族自治区南寧市へ、北へ延伸すると肇慶市(広東省)へ、南へ延伸すると珠海市へとつながる。区間内には既存の江門駅のほか、鶴山西駅、高明駅、珠三角機場駅(広州第二空港駅)の3駅が新設される。時速350kmとし、総工費約256億元(1元=15.85元、約4,058億円)、総工期4.5年としている。

広州新空港は別名：珠三角樞紐空港、珠三角新幹線空港：(どちらの意識も珠江デルタ中樞空港)といい、2025年に佛山市高明区に完成を予定している。

広州市には同市花都区に広州白雲空港があるが旅客取扱能力不足から新たに空港建設が必要となり、広東省人民政府が第13次五カ年計画(2015-2020年)にその建設計画を盛り込んだ。

一方、広州白雲空港でも4本目と5本目の滑走路の建設や第3ターミナルの建設など拡張計画が

進められている。

広州新空港でも国際線の就航が予定されており、近い将来は2空港による二元的運用となり、新空港は旅客対象を主に珠江デルタの中西部とすることで棲み分けが図られる見込み。

江門市5G整備計画が発表

江門市工業情報化局はこのほど、「江門市2020-2022年5G基地局整備特別計画」を発表した。同局によると、2020年の年内に江門市の市街地と重点商業区域で5G通信が行えるようにし、2022年までに市全域を網羅するという。

江門のAEO高級認証企業が30社に

江門税関はこのほど、広東海信電子有限公司、江門崇達電路技術有限公司、維達紙業(中国)有限公司の3社にAEO高級認証証書を授与したと発表した。コロナ発生以降の認証はこれがはじめて。現在、管内には、AEO認証企業が283社あり、そのうち最高格付けである高級認証企業はこれで30社となった。

AEO(Authorized Economic Operator、認定事業者)は現在、国際貿易体制や各国税関管理において最も先進的な貿易手続きの簡素化措置の一つになっている。税関では国際的に一般的な規則に従い、信用状況、コンプライアンス、セキュリティ対策が良好な企業に認証を与えることで、自国及び相互承認の相手国における輸出入で検査の頻度が低減され、優先的に通関されるなどのベネフィットが受けられる。中国は世界15国・機関(国・地域別では42)とAEO相互承認を行っている。

広域で不動産登記が可能に

江門市は11月26日、珠江市、香港、マカオとの間で不動産登記を相互承認することで合意した。

江門市と珠海市の不動産登記当局と、香港とマカオの銀行が一体となって、ネット申請が行えるようにする。



はじめに

皆様初めまして、佛山市商務局の伍慧英と申します。今月号から、当局の関連ニュースをお届けさせていただきますので、宜しくお願い致します。

佛山のご紹介

悠久の歴史を誇る

佛山は1400年以上の長い歴史があり、1994年には「国家歴史文化都市」に認定された。

佛山は珠江デルタの中心部に位置し、広州と共に「広佛都市圏」と「広東・香港・マカオグレートベイエリア(中国語: 粵港澳大湾区)」における広東省の一翼を担っている。2019年には、佛山市のGDPが初めて1兆元を突破し、中国国内で第17位となった。

広州と隣接し(表)、車で移動約1時間で白雲国際空港及び広州南駅へ到達できる。市内には佛山西駅、佛山駅などの高速鉄道があり、香港まで1時間20分、南寧市及び貴陽市までは4.5時間で到達できる。また珠江デルタ新空港が佛山に建設することが決まり、近い将来は白雲空港と共に国際航空ハブとしての構築が期待されている。

製造業が盛ん

唐の時代から、セラミックス、繊維、鋳造、医薬の4大産業が盛んになる等、産業と商業が発達した街である。中国で



佛山市と広州市の位置関係

唯一の製造業構造転換モデル都市に指定され、2019年の工業生産額は2兆3,200億元に達し、全国第6位となった。

製造業の業種も多く、サプライチェーンを完備

した産業集積が徐々に形成されている。また美的(びてき)、Country Gardenといったグローバルトップ500企業を2社有し、既存の外資企業は5,500社、投資額は500億ドルを超える。今後も、産業構造の最適化を加速し、同時に設備製造、家電、家具、自動車、新エネルギー、電子情報、スマート製造、新素材の8大産業クラスターの強化に取り組んでいく。

日系との深い絆

1985年、佛山と兵庫県伊丹市とで友好都市締結がされてから、今年で35周年を迎えた。1989年に伊丹市と共同で佛山伊丹友好交流センターを建設した。両都市は様々な交流活動を展開し、経済・貿易、技術人材、文化教育、スポーツ、都市建設における協力を強化してきた。

90年代に日本企業が佛山に初進出を果たして以来、日本の直接投資プロジェクトは200社超に上っている。業種には自動車部品、ハイエンド機器、家電製品、新素材などがあり、投資総額は50億ドル超となっている。本田、アイシン精機、東レ、松下電器、安川などの日系大手企業が進出し、2010年にはJETRO広州代表事務所と提携し、日本企業専門の工業団(園区)の開設に繋がった。

コロナ禍で、佛山市政府はマスクや漢方薬などの支援物資を日本及び日本企業に寄贈し、コロナで工場が停止した際も、企業の再稼働を加速するべく日本語での情報発信や、全国に先立って再稼働申請手続きの簡素化をするなどの取り組みを行って参りました。

最後に

当局は長年に亘って日本企業をサポートしてきたノウハウがあり、日本語堪能で且つ日本を理解する優秀なスタッフが揃っています。当局についてご興味がありましたら遠慮なくお問合せ下さい。

佛山市商務局

住所: 広東省佛山市禅城区汾江中路135号

連絡担当者: 謝海翔

連絡先: 86-757-83035510

携帯: 18138936676

〈中国短信〉

◆各省第3四半期GDP出揃う

2020年第3四半期(1~9月)の中国31省・直轄市・自治区のGDP(域内総生産)が出そろった。新型コロナウイルスの早期封じ込めに成功した第2四半期から回復基調が続く、第3四半期では25省(市区)が前年同期を上回った。

首位は、広東省の7兆8,397億元(前年同期比0.7%増)で、2位以降は江蘇省、山東省、浙江省、河南省が続いた。

各地方政府のGDPと成長率

順位	省 市	20年1-9月		1-6月
		絶対値(億元)	成長率(%)	成長率(%)
—	中 国	722,787	0.7	▲1.6
1	広 東	78,397	0.7	▲2.5
2	江 蘇	73,809	2.5	0.9
3	山 東	52,186	1.9	▲0.2
4	浙 江	45,826	2.3	0.5
5	河 南	39,877	0.5	▲0.3
6	四 川	34,905	2.4	0.6
7	福 建	31,332	2.4	0.5
8	湖 南	29,781	2.6	1.3
9	湖 北	29,779	▲10.4	▲19.3
10	安 徽	27,668	2.5	0.7
11	上 海	27,302	▲0.3	▲2.6
12	河 北	25,804	1.5	▲0.5
13	北 京	25,760	0.1	▲3.2
14	陝 西	18,682	1.2	▲0.3
15	江 西	18,388	2.5	0.9
16	遼 寧	17,708	▲1.1	▲3.9
17	重 慶	17,707	2.6	0.8
18	雲 南	17,540	2.7	0.5
19	広 西	15,999	2.0	0.8
20	貴 州	12,650	3.2	1.5
21	山 西	12,500	1.3	▲1.4
22	内 蒙 古	12,320	▲1.9	▲3.8
23	天 津	10,095	±0	▲3.9
24	新 疆	9,820	2.2	3.3
25	吉 林	8,797	1.5	▲0.4
26	黒龍江	8,620	▲1.9	▲4.9
27	甘 肅	6,444	2.8	1.5
28	海 南	3,841	1.1	▲2.6
29	寧 夏	2,796	2.6	1.3
30	青 海	2,170	1.2	1.0
31	チベット	1,308	6.3	5.1

成長率が最も高かったのはチベットの6.3%増で、貴州、甘肅、雲南が続く、西南部が牽引して全体のGDPを押し上げた。

新型コロナウイルスの発生源となった湖北省は、

上半期の前年同期比19.3%減から10.4%減と唯一の2ケタマイナスとなったが、減少幅は8.9ポイントの縮小となった。

一人あたりGDPのランキング首位は北京の11万9,611円で、2位以降は上海の112,439元、江蘇の91,460元、福建の78,861元と続いた。

◆日中往来、11月中旬にも再開へ

日中両政府は、コロナ対策の入国制限措置をめぐり、短期・長期滞在の双方で11月中旬にも日中往来を再開させることで大筋合意した。出張などの短期滞在者と駐在員などの長期滞在者のいずれも対象となり、同ケースにおいてはシンガポール、韓国、ベトナムに次ぐ4例目となる。

短期滞在では、ビジネス関係者限定の「ビジネストラック」が適用される見込みで、入国時のPCR証明や活動計画書の提出等により14日間の待機期間中も行動範囲を限定して経済活動が可能となる。また長期滞在では、14日間の待機が必要となるが往来が認められる「レジデンストラック」がビジネスや留学生らに適用される見込み。

◆中国輸入博が閉幕 成約意向額は726億ドル

第3回中国国際輸入博覧会が上海市で閉幕した。新型コロナウイルスの影響などで、登録バイヤー数は約40万人と第2回の約50万人から減少したものの、会期中(11月5~10日)の成約意向額は第2回より2.1%増となる726億2,000万ドルとなった。

◆アリババ「独身の日」セール 過去最高

中国ネット通販最大手のアリババは、「独身の日」に関連する大規模値引きセールによる取引総額が、4,982億元(約7兆9,000億円)に達したと発表した。アリババは従来11月11日に1日限定でセールを行ってきたが今年から3日間(11月1~3日)の前倒しセールも行ったため、取引総額が前年から倍増となった。

ネット通販2位の京東集団による同セール期間中の取引総額は、前年より32.8%増となった。

中国では社会消費品小売総額に占めるECの割合が20%超となっている。今回、世界最大のECセール「独身の日」の好調で、個人消費の回復を示す結果となった。

◆RCEP協定 15 カ国が署名

アジアの自由貿易協定である「RCEP（地域的な包括的経済連携）」の首脳会議が11月15日に開かれ、不参加のインドを除く15カ国間で署名がされた。世界の貿易総額の約3割を占める大型の経済連携協定(EPA)で、日中韓としては初となる。今後、参加国の自国手続きが完了した時点でRCEP協定が発効される。

RCEPの発効により、中国が日本から輸入する際の無税品目の割合が現行の8%から最終的に86%に拡大する。うち自動車部品では約87%の品目が関税撤廃となる見通し。現行で中国の輸入関税が低い品目ほど撤廃時期が早く、高関税品目には、自国産業を守る意図などで撤廃期間を長く設定する傾向が見られる(下表)。日本の主要輸出品である中大型車の一部等は、中国が2018年7月より自主的に引き下げている関税(25%→15%)を再び引き上げないよう取り決められた。

一方、日本が中国から輸入する工業製品の関税撤廃率は最終的に86%に上昇し、化学工業製品や繊維・繊維製品などで関税を即時撤廃する。また農林水産品では関税撤廃率が最終的に56%になる見込みで、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)のほか、鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)も関税削減・撤廃の対象外となった。

中国が撤廃する輸入関税の品目

撤廃時期	譲許内容	ベースレート
即時	エンジンポンプの一部、エレベーター等の部分品、鉄道車両の台車、ゴム紐、レーヨン、縫糸(綿)、プラスチック押出造粒機	3～5%
即時または11年目	トラクター(無限軌道式)、抗生物質	4～6%
11年目	ブルドーザー、洗濯機・エアコンの一部	7～15%
11年目または16年目	エンジン部品のほとんど	2～8.4%
16年目	電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部、自動車用強化ガラス	6～10%
16年目または21年目	電気自動車用モーターの一部	10～12%
21年目	醤油、日本酒	40%

◆中国向け輸出 好調続く

名古屋税関は11月19日、管内※10月の対中国輸出が前年同月比12.5%増の2,941億円と6ヵ月連続で前

年同月実績を上回り、単月では1979年1月以降で過去最高となった。

品目別では、完成車が前年同月比2.2倍増の183億円と8ヵ月連続増、自動車部品は8.2%増の537億円と4ヵ月連続増となるなど、自動車関連が輸出をけん引し、他にも半導体等製造装置が2.1倍増、通信機6.9倍増になるなど、機械類及び輸送用機器カテゴリーに属する品目の多くが前年同月を上回り、輸出を押し上げる結果となった。

管内10月の対世界輸出は前年同月比2.5%増の1兆6,610億円で、中国が全体に占める割合は17.7%となった。他地域では、対米国輸出が前年同月比13.7%増となる一方、対欧州輸出では4.5%減、対ASEAN輸出では1.2%減となるなど、地域によって好不調が出る結果となった。

一方、対世界輸入は前年同月比15.7%減の6,599億円で、うち対中国輸入は4.3%減の1,706億円となった。

※管内とは、名古屋税関が管轄する愛知、岐阜、三重、静岡、長野の5県の港(名古屋港・中部空港・三河・衣浦・清水・田子の浦・御前崎・静岡空港・四日市・津)を指す。

◆10月CPI 0.5%増 11年ぶり低水準

10月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比0.5%増と、伸び幅が前月より1.2ポイント下落した。伸び幅が前月を下回るのは3ヵ月連続となり、更に前年同月比0.5%増は2009年10月以降11年ぶりの低水準となった。

都市部では0.5%増、農村では0.4%増となった。分類別でみると、食品・たばこ・酒類の価格は前年同月比2.4%増、衣類0.3%減、住居0.7%減、生活用品およびサービス0.1%減、交通・通信3.9%減と食品以外の下落が目立つ。

豚肉価格の下落がCPIを押し下げた。今年1-9月の豚肉価格は前年同期比82.4%増と高止まりしていたが、豚肉の供給不足解消により9月は25.5%増と落ち着き、10月には2.8%減と前年同月比を下回る結果となった。

1-10月のCPIは前年同月比3%増と2020年の抑制目標である3.5%前後の範囲内に留まった。

一方、10月の工業生産者物価指数(PPI)は、燃料需要が低調となり、前年同月比2.1%減となった。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年11月	13,595	3.8	16,843	6.7	▲3,248	赤字拡大
2020年1-11月	135,244	1.9	158,998	▲5.9	▲23,754	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構 成 比
輸 出	総額	61,136	100.0
	アメリカ	11,813	19.3
	E U	5,610	9.2
	アジア	34,454	56.4
	うち中国	13,595	22.2
輸 入	総額	57,469	100.0
	アメリカ	5,931	10.3
	E U	6,299	11.0
	アジア	31,377	54.6
	うち中国	16,843	29.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸 出	増加	1 非鉄金属	31.4	0.9
		2 自動車	12.3	0.8
		3 プラスチック	12.4	0.7
	減少	1 有機化合物	▲28.3	▲1.2
		2 半導体等電子部品	▲17.0	▲1.2
		3 科学光学機器	▲18.1	▲0.9
輸 入	増加	1 通信機	51.7	6.5
		2 電算機類(含周辺機器)	26.4	2.3
		3 織物用糸・繊維製品	34.8	1.0

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年11月	2,769	6.5	20.4	1,707	▲5.0	10.1	1,062	黒字拡大
2020年1-11月	26,544	3.8	19.6	17,396	▲14.7	10.9	9,148	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構 成 比
輸 出	総額	15,425	100.0
	アメリカ	4,116	26.7
	E U	1,818	11.8
	アジア	6,024	39.1
	うち中国	2,769	18.0
輸 入	総額	6,415	100.0
	アメリカ	632	9.9
	E U	632	9.9
	アジア	3,937	61.4
	うち中国	1,707	26.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

11月の主な増減品目

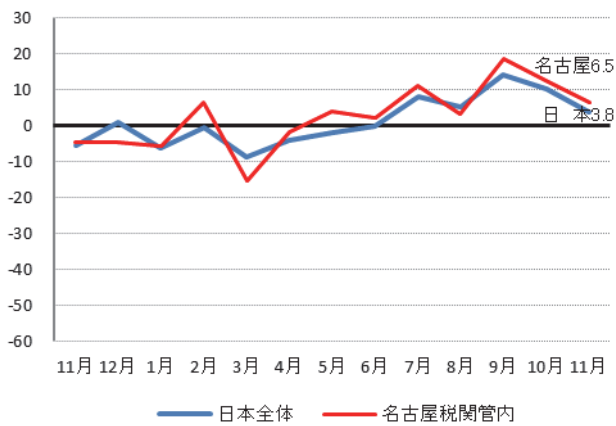
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸 出	増加	1 自動車	143.4	5.2
		2 通信機	878.8	1.0
	減少	1 有機化合物	▲54.5	▲1.1
輸 入	増加	1 織物用糸及び繊維製品	36.2	1.5
	減少	1 衣類及び同附属品	▲22.4	▲2.2
		2 事務用機器	▲33.0	▲1.1

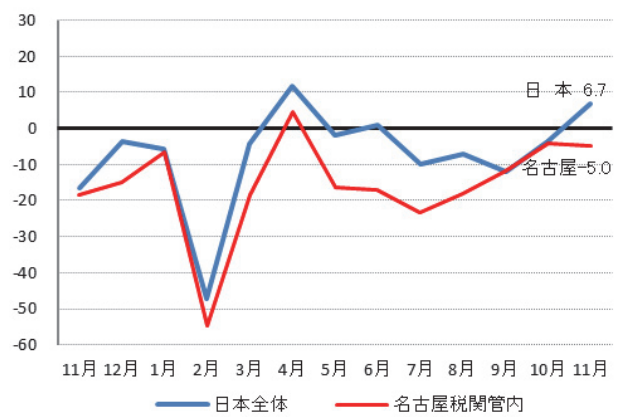
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

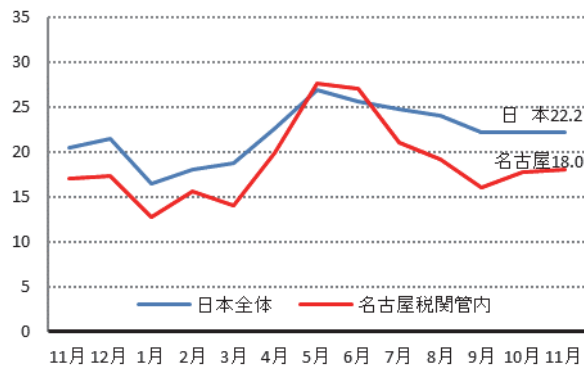
中国への輸出額の月別伸率(%)



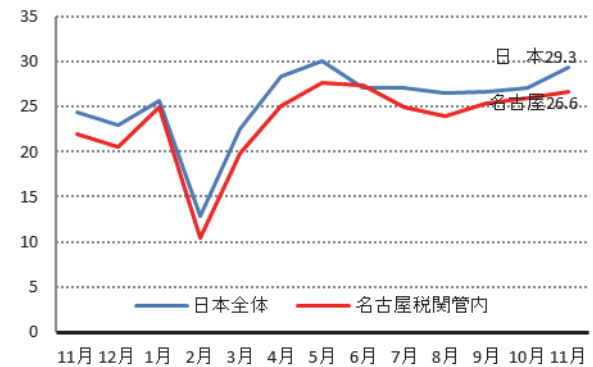
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年11月	2,681	21.1	1,927	4.5
2020年1-11月	23,167	2.5	18,567	▲1.6

出所：中国税関総署

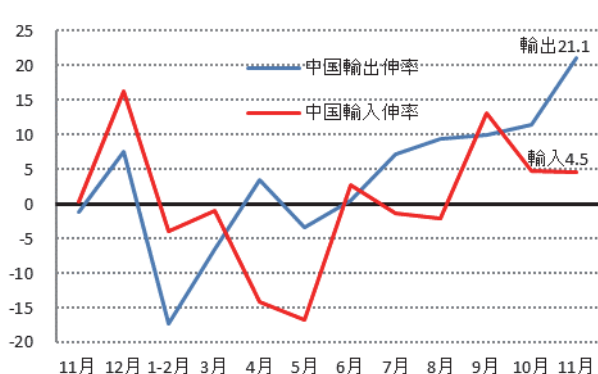
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

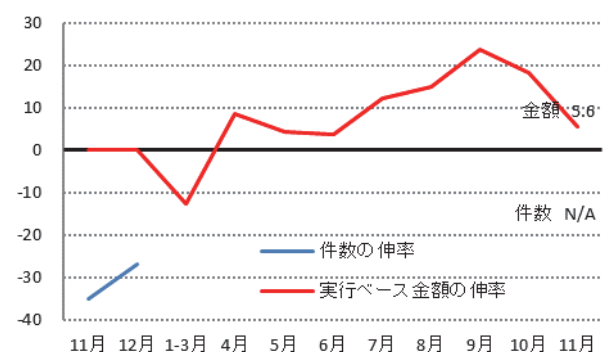
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年11月	N/A	N/A	143.8	5.6
2020年1-11月	N/A	N/A	1,294.7	4.1

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	11月	1-11月
消費者物価指数	▲0.5	2.7
うち都市	▲0.4	2.5
農村	▲0.8	3.3
うち食品	▲2.0	11.5
食品以外	▲0.1	0.4
うち消費財	▲1.0	3.9
サービス	0.3	0.6

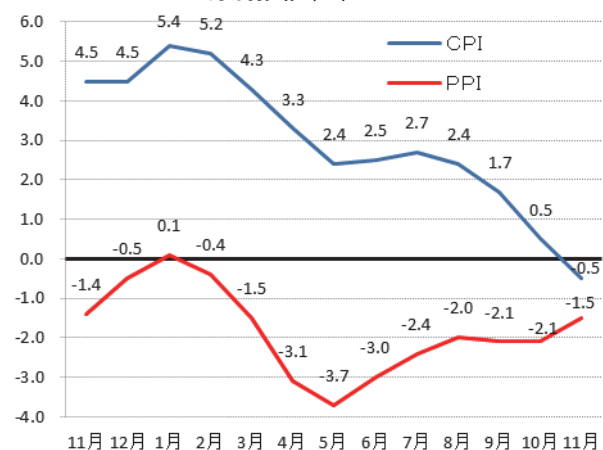
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

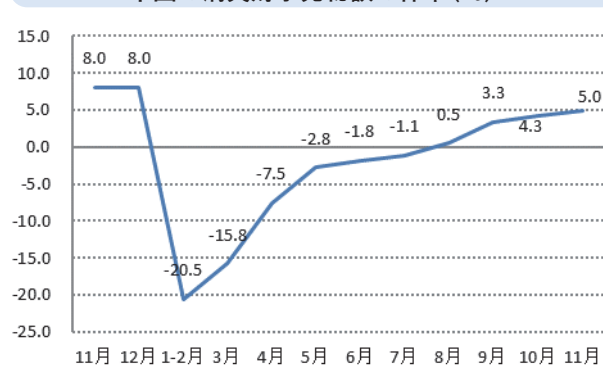
	11月	1-11月
工業生産者物価指数(PPI)	▲1.5	▲2.0
うち生産資材	▲1.8	▲2.9
うち採掘	▲3.6	▲5.7
原材料	▲4.2	▲5.9
加工	▲0.8	▲1.4
生活資材	▲0.8	0.5
うち食品	0.1	3.1
衣類	▲1.8	▲1.0
一般日用品	▲0.5	▲0.3
耐久消費財	▲1.8	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	▲1.6	▲2.5
うち燃料、動力類	▲8.4	▲8.6

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



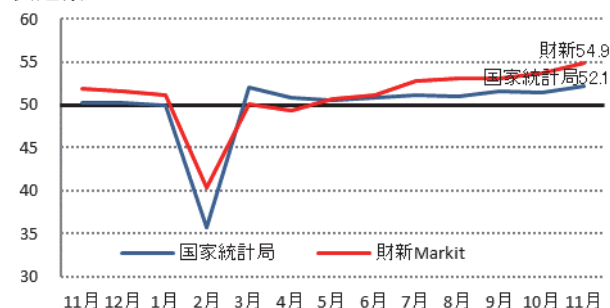
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

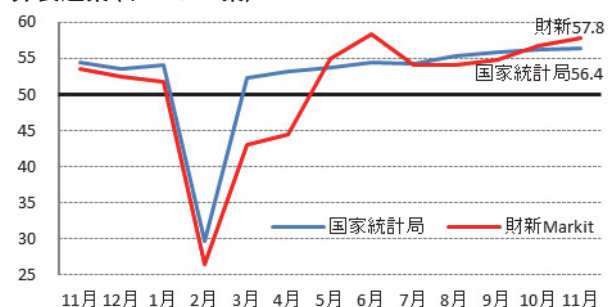
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

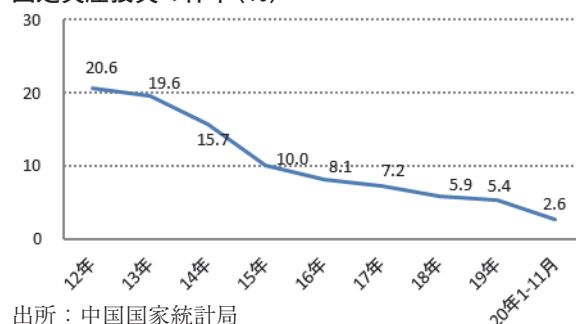


中国の固定資産投資

1-11月分の固定資産投資

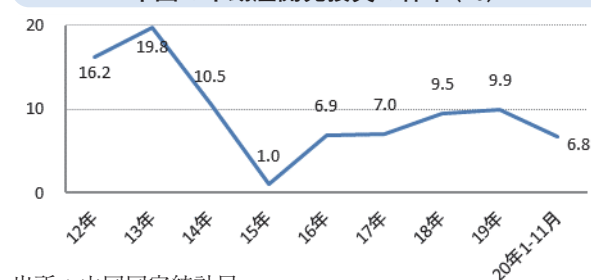
		投資額(億元)	伸率(%)
産業別	第一次	12,259	18.2
	第二次	144,081	▲0.7
	第三次	343,220	3.5
地域別	東 部	N/A	3.5
	中 部	N/A	▲0.7
	西 部	N/A	4.2
	東 北	N/A	4.1
固定資産投資		499,560	2.6

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

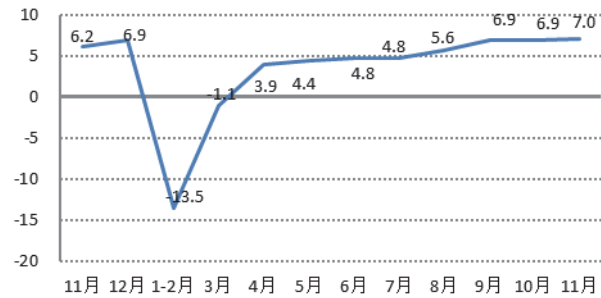
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	7.0	2.3
内訳 鉱業	2.0	0
製造業	7.7	2.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.4	1.5
内訳 国有企業	5.9	1.8
株式制企業	6.8	2.6
外資系企業	8.3	1.7
私営企業	6.8	3.2

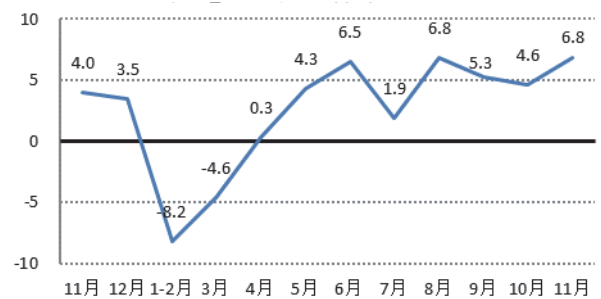
出所：中国国家统计局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



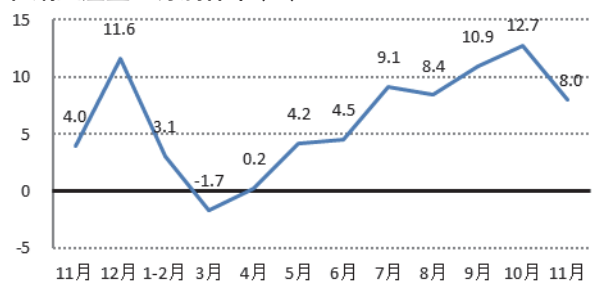
出所：中国国家统计局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



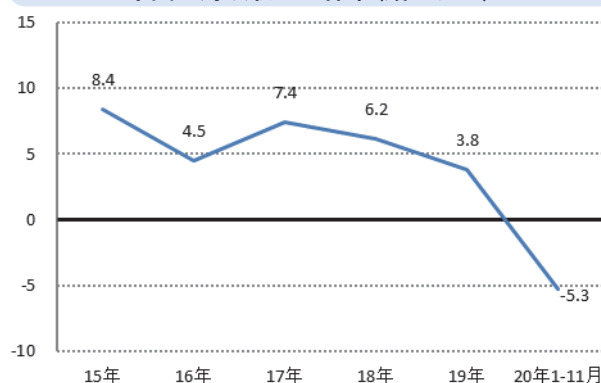
出所：中国国家统计局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

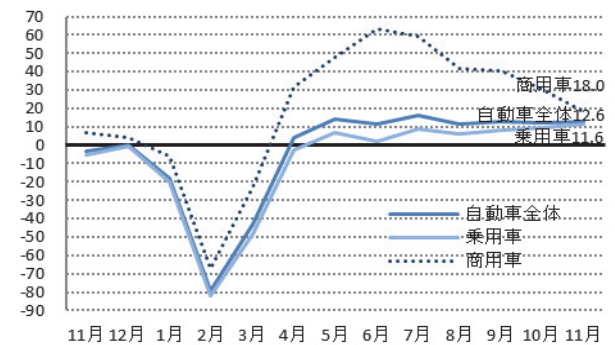
中国の自動車販売台数

台数：万台

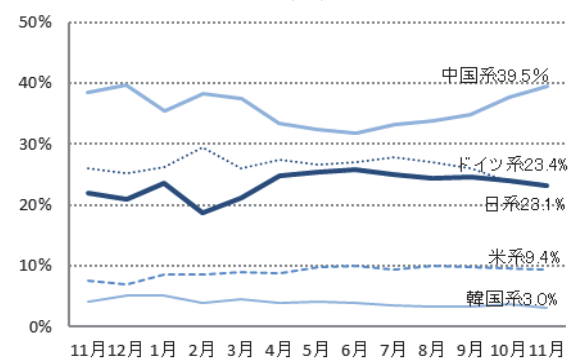
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年11月	277	47
20年1-11月	2,247	1,779

出所：中国汽车工业协会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

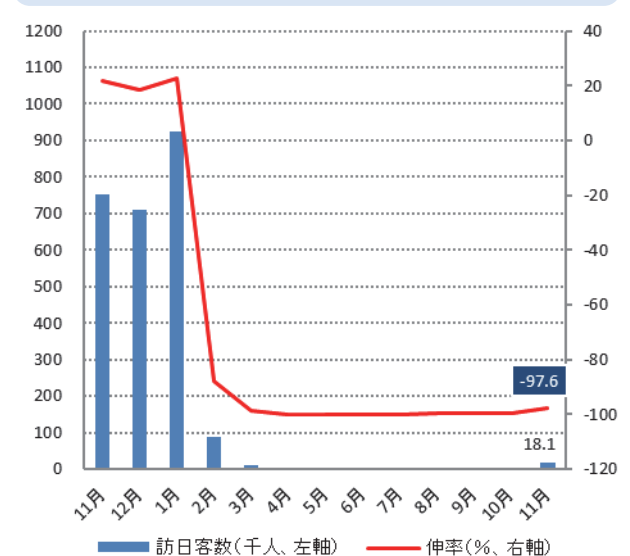


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局